

<労働保険事務組合だより> 随時加入可！！

※ 労働保険とはこんな制度です。

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険とを総称した言葉です。



労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業**であり、**成立手続を行う義務**があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※ 強制適用事業以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

※ 納めた労働保険料(労災保険料・雇用保険料)の使い道は・・・

労災
保険

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

労働保険事務組合が処理する労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- 概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務
- 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- 労災保険の特別加入(事業主労災・一人親方労災)の申請等に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

労働保険事務組合に事務委託するメリット

その1) 事務処理の負担が軽減されます。

その2) 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます。

※ 事務委託する事により希望者は労働保険料が銀行引落としによる納付も可能(中小事業主のみ)となります。

その3) 事業主や家族従事者も労災保険に特別加入できます(通常は加入できません)。

その4) 組合員である限り、**事務手数料は無料！！**

但し、組合への資料郵送料・保険料の振入手数料等は事業主負担となります。

既に労働保険に加入されている方(個別・事務委託)・新規加入を検討中の方、それぞれの方々に対応しております。まずは組合本部事務局までお問合せ下さい。

問い合わせ先 06-6762-9613